

題点であったが、芸術教育上の理想と官立学校としての制約が対立し、のちのちまでも十分な解決は得られなかった。六については、本年度年報「生徒」の項に記されているように、撰科生を漸次減らすという措置がとられた。

③ 制服に関する追加規定

内規に属する制服規定に関し、「自明治四十四年一月教務内規、諸規定書類」に左の記録がある。

庶第一三八號

生徒服制相定度儀ニ付上申

本校生徒ノ服制ハ去三十一年八月十五日付ヲ以テ御認可相成居候
 処右ハ冬服ノミノ儀ニ有之候ニ付今般夏服及外套ノ服制別紙ノ通
 リ相定メ儀式ノ時ハ勿論平常ニ在テモ登校ノ節ハ必ス着用スル事
 ニ致度此段至急仰高裁候也

明治三十三年七月六日

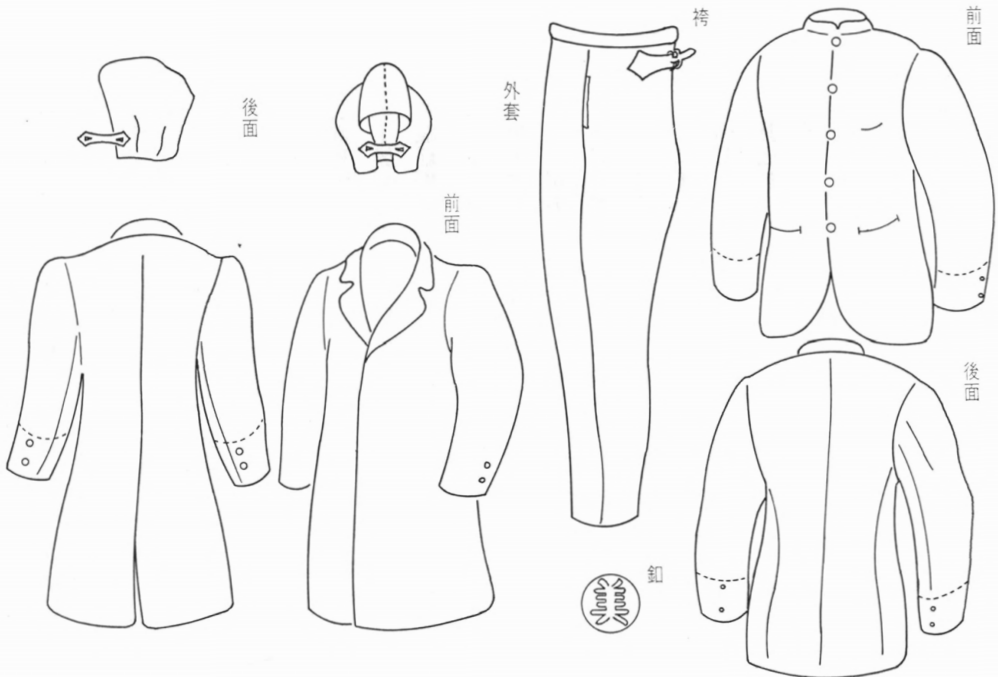
東京美術学校校長久保田鼎〔印〕

文部大臣伯爵樺山資紀殿

この申請は同年同月二十四日に認可された。

④ 大村西崖の活躍

大村西崖は本書第一巻ですでに述べたように、岡倉覚三校長と意見が対立して助教授の職を辞した。しかし、美術学校騒動直後に新



制 服 (上記「庶第138号」別紙)